

2004年7月29日

中央環境審議会の「中間とりまとめ」 に対する意見

中央環境審議会

臨時委員 久保田 泰雄

(日本労働組合総連合会・副事務局長)

中央環境審議会での第2ステップに向けた「地球温暖化対策推進大綱」の評価・見直しの議論にこれまで参加してきたところですが、「中間とりまとめ」を行うのに当たって、改めて審議会の委員としての立場で下記の通り意見を提出します。

ただし、連合としての組織討議を十分行う時間的余裕がなかったという事情もあることから、連合組織としての意見は、別途、提出させていただくことをご承知置きください。

記

1. 第2ステップに向けた基本的な考え方

(1) 温暖化対策を国策として推進し、環境先進国をめざす

京都議定書を批准した我が国は、環境に対する国際的な役割を果たしていく観点からも、京都議定書の発効如何に関わらず、温室効果ガス6%削減約束の実現に向けて全力で取り組む責任がある。

また、温暖化対策を国策として先進的に推進していくことが、環境技術の開発や環境分野での国際競争力の強化につながり、ひいてはそれらを通じて新たな成長を生みだし、雇用の維持・拡大につなげていく視点を重視すべきである。

したがって、環境対策を企業運営のコストとしてとらえるのではなく、環境と経済の好循環モデルの実現にむけて、従来からの大量生産・大量消費・大量廃棄型の価値観の転換や国民の意識改革、ライフスタイルやワークスタイルの見直しを含めた21世紀社会・経済システム創造への挑戦ととらえ、積極的に取り組んでいくべきである。

(2) 国が強いリーダーシップを發揮する

現状では、2008年からの第3ステップ（最終ステップ）における6%削減目標との間に大きな乖離があり、現行対策の延長線上では目標の達成が不可能であることが明白となつた。また、行政総体としての取り組みは、近年の産業界や企業の取り組みに比べると、全体として迫力に欠けており、各府省間の連携も不十分である。

国策として温暖化対策を推進していくため、国としての強いリーダーシップの発揮と諸施策に対する率先垂範が必要である。

また、地球温暖化や環境に対する国民の関心は高いものの、広範な行動参加までには至っていないのが現状である。

こうした中で、深刻さを増す地球温暖化の状況や厳しい対策の現状についての情報を開示し、正しくPRして、国民一人ひとりの意識改革や行動喚起につなげていくことが重要である。

2. 「中間とりまとめ」に対する意見

(1) 目標区分の再整理について

現在の大綱の削減目標区分の内、「革新的な環境・エネルギー技術の研究開発の強化」「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」の項目については、他の区分との性格の違いや定量的な効果測定上の課題の視点から再整理し、他区分に分解していくことについてはやむをえないと判断する。

しかしそのことが、「国民各界各層による更なる地球温暖化防止活動の推進」で掲げた諸施策や国民運動の推進力の削減につながるようなことがあってはならない。こうした国民各界各層の取り組みは、回り道のようであっても、地球温暖化対策の実行に当たっての原動力であり、国民運動の基盤をつくるものである。

増大し続ける民生部門や運輸部門でのCO₂排出削減が重要になっている今こそ、国民各界各層のそれぞれが共通認識に立って、主体的にエネルギー利用の効率化や具体的な削減努力を行うことが求められており、政府の徹底した情報提供や広報活動、普及・啓発活動の推進と、官民挙げた国民運動の展開が必要である。

目標区分のあり方については、産業部門、運輸部門、民生部門（家庭部門・業務その他部門）というCO₂排出の区分設定と合わせて、企業や業種、行政や家庭等の削減主体別の目標設定や排出の実態把握、実行計画や評価測定などのPDCAサイクルを動かしていく仕組み作りを行うべきである。

(2) 事業者からの排出量の算定・報告・公表制度について

我が国のCO₂の排出量を主体別に再区分すると、約8割を企業・公共部門関連が占めている。こうした中で、排出主体である企業や公共部門関連が自らの排出量を事業所ごとに把握するとともに、それらを公開して透明性を確保した上で、削減に向けた具体的な行動に結びつけていくことは、目標達成に向けた実現性を高めていくためにも、また、CO₂削減に向けたより広範な国民運動に発展させていくためにも重要である。

21世紀を生き抜く企業のCSRの視点からも「オープン・フェア・オネスト」は時代のキーワードであり、これらの取り組みは企業と社会・消費者・市民との相互信頼の関係を構築していくことにもつながる。

当面は一定規模以上の事業者からの排出量の算定・報告・公表制度をスタートさせるとともに、その他の事業者や団体等についても、これらの制度の対象として、条件の整ったところから順次拡大していくことも検討してはどうか。

(3) 自主行動計画の拡大と透明性の確保について

日本経団連の自主行動計画は、各業態・企業の自主性や創意・工夫を引き出すきめ細かい取り組みとなっており、これまで大きな成果を上げてきていることについては、率直に評価すべきである。

自主行動計画をさらに充実させ、実効性のあるものにしていくためには、業務部門に区分される本社ビルや営業拠点における削減努力、運輸部門での荷主としての物流の効率化に向けた取り組みなど、CO₂の大幅な増加が見込まれる業務部門や運輸部門での自主行動計画の策定とその着実な実践が期待されている。

省エネの推進に当たって、トップランナー方式が効果を發揮したのは、企業間の自主的な競争を促し、努力をした企業が国民や消費者から評価される仕組みが機能したからである。こうした考え方を自主行動計画の中にも取り入れて、さらなる削減実績につなげていく発想も必要ではないか。

企業に対するインセンティブを働かせるためには、産業や業種の特性を生かしながら、業種内で企業間が競争・切磋琢磨し、まじめに努力した企業が評価される仕組みを産業分野全体に広めていく必要がある。政府は、先進的な取り組みを奨励するとともに、それらを支援し、全体のレベルアップにつなげていくべきである。

(4) 国内排出量取引制度について

2005年1月からEU諸国では排出量取引が本格的にスタートするという状

況等も視野に入れながら、国際的なルールや基準づくりに遅れをとることがないよう諸準備を進めていくべきである。

今回提起されている自主参加型の国内排出量取引制度は、企業にインセンティブを与えることを重視するとともに具体的な事例を積み上げ、温暖化対策への先進的取り組みが付加価値を生むという新しいビジネスモデルを創造していく“社会実験”として位置づけていくべきである。

それらの自主参加型の制度を定着・拡大させながら、今後のあり方についての条件整備をはかっていくべきである。

(5) 運輸部門の対策・施策の強化について

これまでの企業の取り組みで燃費の改善等の自動車単体対策は一定程度進んでいる一方、国の政策との関わりが大きい交通流の円滑化対策やモーダルシフト・物流の効率化、公共交通の促進などの対策は十分な評価ができるていない状況にある。したがって都市計画やまちづくり、公共交通への誘導策等と連動させながら国や地方自治体の対策を重点的に強化すべきである。

また、例えば自転車通勤に対して通勤手当を企業が支払うことによって、自転車通勤を奨励するなどの企業の取り組みも検討したらどうか。

(6) 業務部門の対策・施策の強化について

業務部門はもっともCO₂の排出量が増大している分野であり、また、対象が多岐にわたることから、卸小売、ホテル・旅館、飲食店、事務所・ビル等の対象ごとにきめ細かな対策を検討すべきである。

また、行政や関連法人、公共部門(病院や福祉施設、学校等)のウエイトも大きいことから、それらの部門が率先して具体的な目標を設定し、実効ある施策を展開すべきである。

(7) 家庭部門の対策・施策の強化と消費者への情報提供について

家庭部門は、業務部門についてCO₂排出量の増大割合が大きい分野である。具体的な施策を展開するにあたっては、国や地方自治体、企業(エネルギー転換事業者や製造事業者、販売事業者など)や消費者団体、NPO、労働組合など多様な主体が重複して関わっており、それぞれが総がかりで適切な削減対策を講じていく必要がある。

まず政府等による情報提供・広報活動、教育等を充実し、国民各界各層の主体的な取り組みや、創意にあふれた家庭や地域のアイディアを引き出し、生か

す対策を強化すべきである。

産業・企業は、住宅や機器の省エネ性能の向上にさらなる対策の強化を行うとともに、省エネラベリングの取り組みの一層の展開など、各家庭で具体的な行動や消費選択につながっていく的確な情報提供を強化していくべきである。

また、各企業の従業員およびその家庭を対象とした環境啓蒙活動や環境家計簿等での診断、地球にやさしいライフスタイル転換等の運動推進を労使が協力して行っていく役割もあるのではないか。

さらに、地域レベルで行政、各種事業者、住民が一体となって街ぐるみの運動を起こしていく視点も重要ではないか。

(8) 温暖化対策税について

温暖化対策税についての意見は、5月13日の「第6回中環審施策総合企画小委員会」に提出した別紙「温暖化対策税に対する基本的な考え方」のとおりである。

(9) 京都メカニズムについて

6%削減に当たっては、国内対策を着実に実践していくことは当然であるが、補足的手段として京都メカニズムの活用も積極的・計画的に行うべきである。

とりわけ地球規模で温室効果ガスを削減していく観点から、クリーン開発メカニズム(CDM)および共同実施(JI)を重視すべきであり、実質的な削減実態を伴わない安易な国外からの排出量の購入は行うべきではない。

(10) その他

サマータイム制度に対しては、かつて長時間労働に対する悪影響を懸念する声や省エネ効果に対する疑問も提起されてきた経過もある。

したがって、サマータイム制度を検討する場合は、地球温暖化対策の観点だけではなく、働く側にとってのゆとり・豊かさをめざしたライフスタイルの見直しやワーカルールの観点も考慮すべきであり、総実労働時間の短縮に結びつけていく視点がなくてはならない。

仮に第2ステップにおける追加施策の1つとして検討の遡上に乗せるのであれば、こうした課題とそれらに対する対応を明らかにしたうえで、国民的な論議を深めるべきである。

2004年7月22日

中央環境審議会

地球環境部会長 浅野 直人殿

委員 永里 善彦

「中間取りまとめに向けての論点整理」に対する意見について

7月15日に開催されました第22回地球環境部会において示されました資料「中間取りまとめに向けての論点整理」に関する意見を下記に記します。

記

誰がために鐘は鳴る

北風と太陽

企業は地球温暖化問題の深刻さを認識しており、環境問題に熱心でない企業は、生活者を含むステークホルダーに支持されず存在価値を失い、淘汰される。

従って、企業は生き残るために、自主的に地球温暖化ガスの削減目標を高く掲げ、まい進する。

北風と太陽の譬えではないが、キャップを被せる等の強制的な措置よりも、企業の自主性に任せた方が効果が大きいと言えよう。

誰がために鐘は鳴る

京都議定書の目標数値の達成が困難との理由から、国は規制や課税を手段として、今も痛みを伴ないながら必死に地球温暖化ガスの削減努力中の産業界をターゲットに追い討ちをかけるよりも、いまだ努力しているとは言い難く痛みを伴っていない生活者をターゲットにして、痛みを実感させる程度の真剣な温暖化対策を講じるべきであり、その努力は十分とは言いたい。

そもそも京都議定書は何のためにあるのか。地球温暖化を防ぐためのものではないか。それは、地球規模で温暖化の最小化を図るべきものだろう。

わが国これまで培った省エネ技術等を、日本国内に留めるだけでは、世界規模の中で、部分の最小化になっても、その同じ努力を（国内よりも）途上国等に向けた方がはるかに効率的であることは論をまたない。

国が規制、課税、課徴金等の強制的手段でもって産業界に迫ってくれば、恣意的に産業構造を歪めることになりかねず、そのようなことは避けるべきである。その種の強制的手段をとるよりも、国として、よりコストの安い方法、例えば、京都メカニズムの更なる活用を考慮し、1.6%という数値に拘ることなく、弾力的に運用すべきである。

以上

平成 16 年 7 月 20 日

中央環境審議会地球環境部会
浅野直人 部会長

地球温暖化対策推進大綱の評価・見直しに関する中間とりまとめにむけての 論点についての意見

臨時委員 西岡秀三

特に京都メカニズムと国内制度に関して以下の意見を提出致します。

1. 国内対策の評価結果を踏まえれば、1.6%分については、京都メカニズムに頼らざる
をえないが、誰の責任において活用するかという整理が必要となってきた。
2. この1.6%分については、例えば産業部門の目標に上乗せした形でキャップアンドト
レードを導入するというオプションもあり得るもの、COP3の際、国内対策とは別枠
と想定されていた経緯から考えても、産業部門等の責任とすることにはやや無理があ
る。この分については、産業部門の目標に上乗せするのではなく、政府の責任で京都
メカニズムを活用することが必要ではないか。
3. 一方、1.6%分を超えて政府が財政支出をすることは、国内対策の各部門でのモラル
ハザードを招くおそれがあるため、国内対策の目標は緩めるべきではない。産業部門
については、国内排出量取引制度を導入し、その上で京都メカニズムによるクレジッ
トを使えるようにすることにより、各企業の判断で京都メカニズムを活用するととも
に、政府もクレジットを取得できるようにすべき。
4. いずれにしても、税や国内排出量取引制度、京都メカニズムの個別論議はもう十分で
あり、今後は、英國やドイツのように、既存エネルギー税制、年金や社会保障制度と
も関連させて、産業構造変化も含めた国_の仕組み全体を低炭素社会の方向へむけるた
めの、ポリシーミックスを提案、論議して頂きたい。

以上